契約条件等に係るＦＡＱ

京都府流域下水道事務所

調達の名称	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達	
需 給 施 設	木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場	

番号	質　問　事　項		回　　答
	（事　項）	（　事　項　の　説　明　）	
1	現在の供給事業者	現在の供給事業者を教えてください。	関西電力㈱です。
2	契約の仕様等	契約期間中に契約電力の変更の予定はありますか。	大口契約（契約電力500kW以上）の施設での変更予定はありません。また、小口契約（契約電力500kW未満）から大口契約への変更予定もありません。
3		契約電力が500kW以上の施設について、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約電力を超過した場合は、双方協議の上、定めるものとします。
4		予備電力の契約が含まれるか。 含まれる場合、予備電力の種別は予備電源と予備線のどちらか。	予備電力（予備電源及び予備線）を含みません。
5		自家発補給電力の契約が含まれるか。 含まれる場合には、３点（契約電力、使用予定期間、算定条件は使用月又は不使用月のどちらか）を教えてください。	次の自家発補給電力が含まれます。 ○木津川上流浄化センター 契約電力：175kW（25kW×7台） 使用予定期間：なし 算定条件：全ての月を「不使用月」
6	工事予定	契約期間中にトランス容量の増設、受変電設備および引き込み位置の変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますでしょうか。予定されている場合、工事内容を教えてください。	工事予定はありません。
7	燃料費等調整額	燃料費等調整額に市場価格調整額は含まれますか。	燃料費等調整額には市場価格調整額を含みます。
8		契約者の都合により、燃料費調整額及び市場価格調整単価について、そのいずれか又は両方を請求しないことは可能でしょうか。	旧一般電気事業者（＝関西電力㈱）が定める電気供給条件に則り算定した燃料費等調整額を請求いただく必要があります。
9		燃料費等調整額については、関西電力㈱の電気供給条件（特別高圧・高圧）により算定することとなっていますが、入札時から電気供給を開始するまでの期間中において、同社が電気供給条件（特別高圧・高圧）を改定することも想定されますが、どの時点の電気供給条件を適用するのでしょうか。	需要場所の需給開始日以前（需給開始日を含む。）に実施されている旧一般電気事業者（＝関西電力㈱）が定める電気供給条件に則り、燃料費等調整額を算定することになります。 **（適用例：需給開始日が2027/4/1の場合）** ① 同日付けで、新電気供給条件が実施された場合 ⇒ 2027/4/1実施分を通年適用 ② 最新の電気供給条件が、2025/4/1実施分の場合 ⇒ 2025/4/1実施分を通年適用 需給開始日より後に新たな電気供給条件が実施された場合であっても、当初のものを通年適用し、途中変更はしません。
10		関西電力㈱では、電気供給条件（特別高圧・高圧）で市場価格調整単価の算定で用いる調整係数（月毎変動）を同社ホームページで別途通知するものとされています。 請求に用いる市場価格調整単価を算定する際には、当該調整係数を用いるのでしょうか。	御察しのとおりです。 なお、同単価の算定における端数処理等についても、旧一般電気事業者（＝関西電力㈱）が定める電気供給条件に則り算定いただく必要がありますので、算定単価も同社と同じ額としてください。
11		関西電力㈱が電気供給条件（特別高圧・高圧）を見直したことで、契約時の従量料金単価では契約者が大きく不利益を被ることになった場合、契約単価の見直しに応じていただくことは可能でしょうか。	旧一般電気事業者（＝関西電力㈱）が燃料費等調整額の算定条件を大きく変更したことに起因して、契約者が明らかに不利益を被る場合にあっては、双方協議の上ではありますが、契約変更に応じることもあります。

契約条件等に係るＦＡＱ

京都府流域下水道事務所

調達の名称	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達
需 給 施 設	木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場

番号	質　問　事　項		回　　答
	（事　項）	（　事　項　の　説　明　）	
12	内訳書	【入札説明書９(3)エ及びオの記載について】 燃料費等調整額及び再生エネルギー発電促進賦課金については、『「０円/kwh」として積算する。』や「考慮しない」との記載があるが、同じ意味と捉えてよいか。	御察しのとおり、同じ意味として記載しています。 内訳書には、それぞれを「0円」として記載してもらえれば問題ありません。
13		【入札説明書９(3)の記載について】 「国の補助金等による値引き」については、どのようなものが含まれるのでしょうか？	補助金等の名称を問わず、国、都道府県又は市町村が実施する割引制度等をいいます。 （例：国の「電気・ガス料金支援」「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等）
14		内訳書で使用する単価（基本料金単価、従量料金単価）に税込み、税抜きの指定はありますでしょうか。	算定条件書に従って作成してください。
15		内訳書は任意様式とあるが、複数施設をまとめて作成してよいか。	内訳書は各施設毎に作成してください。
16		入札額の算定時の力率について、力率100％で算定してよいか。	力率は100％とし、力率割引を考慮してください。
17	契約締結	電力需給契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。	原則、電力需給契約書のとおりとします。 なお、契約書に定めのない事項は、内容により双方協議の上定めるものとします。
18		契約締結時、契約書もしくは仕様書へ供給地点特定番号を記載いただくことは可能でしょうか。	供給地点特定番号は、契約時に別途お知らせすることとします。
19		【入札説明書18(7)記載について】 契約関係書類等とは具体的にどのような書類を指しておりますでしょうか。	契約書、仕様書及び契約保証金の納付が必要な場合にあっては支払保証をした小切手又は銀行等の保証書です。
20		【入札説明書18(7)記載について】 ７日以内とは休日等を含みますでしょうか。また、７日以内の提出が困難な場合、数日の猶予が可能か協議いただくことは可能でしょうか。	休日等を含みます。 なお、入札公告９のとおり、契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金が発生することとなります。
21		落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、過去の請求書の写しをご提出いただくことは可能ですか。	手続きに必要な情報は、可能な範囲で提供します。
22	支払方法	毎月の請求料金を分割支払いする予定はあるか。	分割入金はありません。
23		供給施設内にご入居されている企業様に対して個別の請求書発行ができないが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
24		次の請求・支払方法(年度末も同様)は支障ないか。 ・　翌月10日迄にｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上で請求額を開示 ・　翌月15日迄に請求書原本の到着 ・　請求書の受領後30日以内の支払	問題ありません。
25	その他	各施設に自動検針装置はついていますか。	ついています。